

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2023 年 6 月 9 日

ASAHI EITO ホールディングス株式会社

アサヒ衛陶株式会社

2023年6月9日

大阪府大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
ASAHI EITO ホールディングス株式会社
代表取締役 星野和也

大阪府大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
アサヒ衛陶株式会社
代表取締役 星野和也

ASAHI EITO ホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023年2月9日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年6月1日をもって、分割会社が営む衛生機器事業及び洗面機器事業（以下「本事業」といいます。）を会社分割し、新設するアサヒ衛陶株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を実行いたしました。本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日
2023年6月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、分割会社の株主は会社法第805条の2の規定により本件分割をやめることを請求することはできません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求

本件分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求権に関する手続（会社法第806条の規定による手続）は実施されておられません。

(2) 新株予約権買取請求権

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続（会社法第808条の規定による手続）は実施されておられません。

(3) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2023年4月28日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務
新設会社は、効力発生日をもって、新設分割計画書の定めに従い、分割会社から本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. その他、新設分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上